

令和元年度 第7回
長野市住宅対策審議会議事録要旨

日時：令和元年12月11日
午後2時から午後3時

場所：長野市ふれあい福祉センター 4階 会議室3

長野市建設部住宅課

長野市住宅対策審議会委員

市川 専一郎	(社会福祉法人 長野市社会福祉協議会 常務理事)
高木 正雄	(長野商工会議所 常議員 総務副委員長)
田守 伸一郎	(信州大学工学部建築学科 教授)
市川 昇	(一般社団法人 長野県宅地建物取引業協会長野支部 支部長)
池森 梢	(一般社団法人 長野県建築士会長野支部 女性建築士委員)
林 明 範	(長野建設事務所 建築課長)
小山 三千代	(市営住宅 入居者)
山崎 百合子	(市営住宅 入居者)
田中 幸廣	(社会福祉法人 ながのコロニー 理事長)
北澤 百代	(長野市地域女性ネットワーク 会員)
柄澤 永子	(公 募)
込山 美奈子	(公 募)
柳澤 征人	(公 募)

(敬称略)

令和元年度第7回長野市住宅対策審議会議事録要旨

日時：令和元年12月11日 午後2時から午後3時まで

場所：長野市ふれあい福祉センター 4階 会議室3

事務局

【開会】

令和元年度第7回住宅対策審議会を開催いたします。
次第に従い進行させていただき、終了を午後3時頃の予定としております。

小林部長

【挨拶】

事務局

それでは、「審議」について、進めさせていただきます。

「長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」第6条第2項の規定により、「委員の半数以上が出席しなければ開催できない」となっておりまして、本日は10名の委員が出席しておりますので会議は成立いたします。

また、会議の公開についてですが、この後、本日の協議内容を議事録として取りまとめ、市ホームページ等で公開することとなります。

議事録は、全ての内容を一字一句記録する方式ではなく、委員の皆様のご発言の主旨を取りまとめた“議事録要旨”となります。

この議事録の確認につきましては、議事録がまとまり次第、会長及び会長がその都度指名する委員2名に、ご確認いただき、両委員のご署名をもって承認としておりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、審議を進めさせていただきます。

第6条 第1項の規定により、「会長が、会議の議長となる。」となっておりますので、田守会長に、議事の進行をお願いいたします。

田守会長

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、本日の会議についての議事録を確認していただく委員さんを決めたいと思います。今回は、高木委員と、市川委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

了承

田守会長

「特定公共賃貸住宅、定住促進住宅の入居要件等の見直し案について」事務局から説明をお願いします。質問は、のちほど、お聞きしたいと思います。

事務局

【事務局説明】

<1 特定公共賃貸住宅、定住促進住宅の入居要件等の見直し案について>

田守会長

このことについて、ご意見・ご質問はありますか。

林委員

住民票を移さなくても、二地域居住を認めるのでしょうか

- 事務局 地域の活性化に繋がるような人であれば、住民票の移転を要件とはしていません。二地域居住を認めるということにしました。
- 田中委員 定住促進住宅ということですが、条例等にあるように「定住」をしなくてもいいのでしょうか
- 事務局 定住するということが謳われている条例ですが、条例の運用の中で、住民票を移さなくても、地域を活性化していただければ入居できる。としました。
- 田守会長 ご意見・ご質問はありますか。
ないようですので、市長への答申案を事務局から説明いただきます。
- 事務局 【答申案の説明】
- 田守会長 ご意見・ご質問はありますか。
- 高木委員 二地域ということになると、住民票が長野市になくても、長野市のサービスが受けられるということになり、不公平感があると思いますが、住民票を移さない場合は家賃を増やすとかという風にするをしたらいいのではないかと
- 事務局 委員の言われるとおりですが、それ以上に中山間地の活性化をしてほしいということに重きをおいた施策ということになります。
- 高木委員 了解しました。
- 田守会長 他に、ご意見・ご質問はありますか。
- 林委員 答申の下部に「中山間地域の公営住宅の・・・」とありますが、公営住宅というと市営住宅も該当してきてしまうので、公営住宅とした意図を教えてください。
- 事務局 委員とおっしゃる通りです。この部分は「特定公共賃貸住宅、定住促進住宅」と変更いたします。
- 田守会長 他に、ご意見・ご質問はありますか。
- 市川委員 市外から転入しようとする者は50歳以上でもいいということでしょうか
- 事務局 ご指摘の通りです。こちらは、「市外から転入しようとする者及び中山間地域の振興に資する活動を行う者」と変更いたします。
- 田守会長 ご意見・ご質問はありますか。
皆様からのご意見等、十分お聞きできたように思いますが。

それでは、ただいまの質疑、応答を踏まえ、軽微な語句の訂正はございましたが、答申本文には影響しないと考えられますので、委員の皆様には、この答申内容について、ご異議はないということによろしいでしょうか。

また、答申本文につきましては、事務局と私（会長）に一任させていただくことによろしいでしょうか。

委員 【全委員の承諾を得る】

田守会長 続いて、答申の方法について、事務局から説明してください。

事務局 答申につきましては今月、田守会長から市長へ答申していただきたいと考えております。

なお、答申の日程につきましては、会長とご相談し、執り行う予定で進めさせていただきたいと思っております。

田守会長 このことにつきまして、何かご意見はありますか。

全委員 なし

田守 それでは、答申につきましては、私が行わせていただくことといたします。
続きまして、民法改正に伴う市営住宅の入居要件等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 【事務局説明】
〈民法改正に伴う市営住宅の入居要件等について〉

田中委員 連帯保証人の債務の限度額とは直接関係のない話ですが、参考2の奈良市、豊橋市に「近傍同種家賃」とありますが、近傍同種家賃の調査を毎年しているのでしょうか？

事務局 長野市は近傍同種家賃を毎年算出しています。奈良市等のことはわかりません。

田中委員 了解しました。

田守委員 他にありますか

高木委員 県の限度額は20か月としているようですが、理由を教えてください。

事務局 県では長期滞納者の規定を滞納月数8か月としていて、そこから訴訟までの平均月数が12か月ということで、20か月としているとのこと。

高木委員 了解しました。

- 込山委員 高齢化が進み、一人暮らしも増えていく中で、連帯保証人は必要性があるでしょうか。
- 事務局 連帯保証人については、債務負担という意味合いもありますが、見守りや緊急の連絡先、死後の残置物の扱いについての相談ができる人という位置づけでもあり、必要と考えます。また、有料ではありますが、保証制度もありますので、そちらをご利用していただくことも可能だと考えています。
- 込山委員 了解しました。
- 田守会長 他にご意見はありますか。
それでは、これらの案を審議会での意見とし、事務局には実現に向けて、手続きをしていただきたいと思います。
- 以上をもちまして、本日の審議はすべて終了いたします。
それでは、
「4その他」で事務局から連絡事項等をお願いします。
- 事務局 ありません。
- 田守会長 【その他】
事務局からの連絡事項はないようですので、これをもちまして、本日の審議を終了し、議長をおります。
- 事務局 ありがとうございました。
さて、委員の皆さまには、来月をもちまして約2年間の任期が終了いたします。そこで、小林部長より皆様に御礼のご挨拶を申し上げます。
- 部長 【あいさつ】
- 事務局 長時間にわたるご審議、お疲れさまでございました。
なお、次期審議会委員の推薦依頼や公募につきましては、年明けにご案内させていただきたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。
以上をもちまして、第7回長野市住宅対策審議会を終了いたします。

第7回住宅対策審議会議事録要旨を確認しました。

令和元年12月11日

長野市住宅対策審議会委員

氏名 高木正雄

氏名 上川 昇